

## ドイツ公的年金の財政検証について

### 目次

1. 制度の概要 .....	3
2. 年金財政の現況 .....	9
3. 年金額の改定 .....	14
4. 将来推計人口 .....	22
5. 年金保険報告書 .....	27
6. 担当者後記 .....	32

### 表一覧

表 1. 所得最高限度額（一般年金保険） .....	4
表 2. ミディ・ジョブ従事者に対する保険料軽減額（2014 年） .....	5
表 3. 受給開始年齢の引上げ .....	6
表 4. 日本とドイツとの比較（参考 1） .....	8
表 5. 2012 年の財政状況 .....	10
表 6. 年金現在価値の推移 .....	16
表 7. 算定要素ごとの値 .....	18
表 8. 年金現在価値の算出（旧西ドイツ） .....	20
表 9. 年金現在価値の算出（旧東ドイツ） .....	22
表 10. 合計特殊出生率等の前提 .....	23
表 11. 2060 年の平均余命 .....	24
表 12. 純移民の人数前提 .....	24
表 13. 前提別 2060 年の従属人口指数 .....	25
表 14. 1 人当たり賃金総額（グロス）の伸び率、被用者の人数の伸び率及び失業者数 .....	28
表 15. 保険料賦課対象となる賃金の伸び率及び公務員を除く被用者の人数の伸び率 .....	28
表 16. 5 年間の収支状況見通し .....	30
表 17. 保険料率等の見通し（中位推計） .....	31
表 18. 保険料率と税引き前標準年金の水準との見通し（法案提出時） .....	32

## 図一覧

図 1. 老齢年金の3本柱 .....	3
図 2. 60歳以上65歳未満の者の年金受給率及び就業率 .....	7
図 3. 消費者物価上昇率の比較（参考2） .....	8
図 4. 賃金上昇率の比較（参考3） .....	9
図 5. 年金給付に対する国庫補助の比率（一般年金保険） .....	11
図 6. 保険料率の推移 .....	12
図 7. 1か月分の支出に対する持続可能性積立金の比率（一般年金保険） .....	13
図 8. リースター年金による政府補助の額 .....	14
図 9. 2010年7月1日時点の年金額調整（旧西ドイツ） .....	19
図 10. 1950年から2060年までの人口推移 .....	26
図 11. 年齢階級別人口の推移（中位推計上限） .....	27
図 12. 標準年金の水準（一般年金保険） .....	32

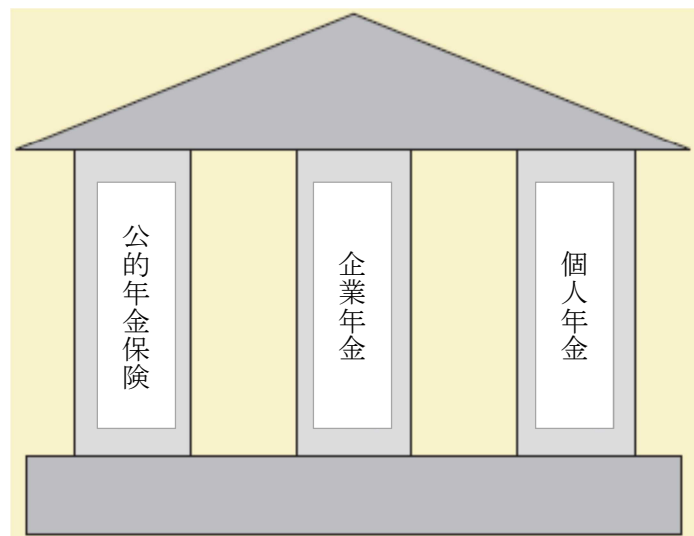
## 1. 制度の概要

### (1) 老齢時の所得保障

ドイツの老齢年金は3本柱からなり、最も重要な柱は公的年金保険〈gesetzliche Rentenversicherung〉の老齢年金である。企業年金〈betriebliche Altersvorsorge〉や個人年金〈private Altersvorsorge〉へ加入することにより、退職後の生活水準を維持することは合理的であり、必要なことである。<sup>脚注1</sup>

2001年年金改革〈Rentenreform 2001〉により、公的年金を補足する老後の所得保障制度として、リースター年金〈Riester-Rente〉<sup>脚注2</sup>と通称される企業年金又は個人年金の加入者へ政府補助〈staatliche Förderung〉が行われる仕組みが導入された。

図 1. 老齢年金の3本柱



注. ドイツ連邦労働社会省“Zusätzliche Altersvorsorge” 9ページから図の引用を行い、用語の翻訳を独自に行った。

### (2) 公的年金保険

公的年金保険は一般年金保険〈allgemeine Rentenversicherung〉と鉱員年金保険〈knappschaftliche Rentenversicherung〉とからなる。本稿では、基本的に一般年金保険

<sup>脚注1</sup> ドイツ連邦労働社会省“Zusätzliche Altersvorsorge” 8ページより引用

<sup>脚注2</sup> リースター年金は公的年金の体系に位置付けられている。年金額の改定時には老齢保障比率の変化を反映(「3. 年金額の改定」参照)させており、年金水準の評価に当たってはリースター年金分を含めている。(31ページの表 17参照)

以下は、渡邊絹子「ドイツ・リースター年金政策からの示唆」(平成25(2013)年1月 年金シニアプラン総合研究機構 国民の老後保障に関する研究～個人退職勘定制度及び日本版IRAの可能性を探る～研究報告書第5章 92ページ)より抜粋している。

リースター助成を受けるための要件にある支給開始年齢の設定、終身年金、元本保証、男女平等取扱いなどからも公的年金に準じた取扱いの要請が見て取れる。

また、リースター年金等の制度解説は、以下の資料を参照すること。

第2回企業年金研究会(平成18年11月6日)資料1-3「ドイツにおける企業年金について」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/11/dl/s1106-10a3.pdf>

第17回社会保障審議会年金部会(平成25年11月27日)資料2「先進諸国の年金改革の動向について」18及び19ページ

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000030638.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000030638.pdf)

の解説を行う。

a. 適用対象者

被用者 (Beschäftigte) は所得の多寡に係らず公的年金保険への加入義務を負う。また自営業者 (Selbstständige) であっても、特定の職業グループ (芸術家及びジャーナリスト、手工業者等) に属する場合には加入義務を負う。他方、加入義務のない自営業者の他、官吏恩給制度がある公務員等のように他の制度によって老齢時の所得が保障されている者については、加入義務が免除されている。

加入義務のない 16 歳以上の者等については任意加入 (freiwillige Versicherung) が可能である。

b. 保険料率

一般年金保険の 2013 年 1 月以降の保険料率 (Beitragssatz) は 18.9% である。(12 ページの図 6 参照) 被用者の場合、被保険者 (Versicherte) 本人と事業主 (Arbeitgeber) とで折半の負担となる。自営業者は、被保険者本人が保険料 (Beitrag) 全額を負担する。

保険料算定の基礎となる所得最高限度額 (Beitragsbemessungsgrenze) は、表 1 に示す通りである。

表 1. 所得最高限度額 (一般年金保険)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
旧西ドイツ	5,500 (66,000)	5,500 (66,000)	5,600 (67,200)	5,800 (69,600)	5,950 (71,400)
旧東ドイツ	4,650 (55,800)	4,800 (57,600)	4,800 (57,600)	4,900 (58,800)	5,000 (60,000)

注 1. 各年の“Sozialversicherungs-Rechengrößenverordnung”を利用して、独自に作表を行った。

注 2. 金額の単位はユーロである。所得最高限度額の月額を示す。( ) 内には年額を示す。

c. 低額報酬の被用者に適用される保険料率

ア) ミニ・ジョブ (Mini-Jobs) <sup>脚注3</sup>とは、

- ・労働報酬月額が 450 ユーロ以下である労働 (以下、この労働への従事者を「450 ユーロ以下就労者」と言う。)
- ・1 暦年における就業日数が 2 か月又は 50 日以内である労働 (但し、本業の労働 (Beschäftigung berufsmäßig) であり、月額 450 ユーロを超える報酬がある場合は除外される。)

である。

2013 年前はミニ・ジョブへの従事者は年金加入義務免除が原則であった。2013 年以降は、450 ユーロ以下就労者は加入義務を負うことを原則とし、本人の申請により加入義務免除が可能となる仕組みに改正された。就業日数が 2 か月又は 50 日以内である労働への従事者については、2013 年以降も加入義務免除である。

2014 年の場合、450 ユーロ以下就労者の事業主は 15%、450 ユーロ以下就労者は 3.9% <sup>脚注4</sup>の保険料率が適用される。450 ユーロ以下就労者が年金制度の加入義務免除を希望する場合は、申請により免除される。免除された場合でも、事業主は 15%

<sup>脚注3</sup> 社会法典第 4 編第 8 条第 1 項 ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_4/\\_8.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_4/_8.html)) で定義される僅少労働 (geringfügige Beschäftigung) の通称。

<sup>脚注4</sup> 全体の保険料率から事業主負担分 15% を控除した率が、450 ユーロ以下就労者へ適用される保険料率。

分の保険料負担を行う必要がある。

イ) ミディ・ジョブ (Midi-Jobs) とは、労働報酬月額が 450 ユーロ超 850 ユーロ未満の労働である。<sup>脚注5</sup>

ミディ・ジョブ従事者の保険料負担は、労働報酬に応じて軽減される。(表 2 参照) 事業主へは通常の 9.45% (=18.9%÷2) の保険料率が適用される。

表 2. ミディ・ジョブ従事者に対する保険料軽減額 (2014 年)

被保険者本人の 所得月額	被保険者本人が 負担する保険料額	軽減額
450.01	22.15	20.38
500.00	29.43	17.82
550.00	36.70	15.28
600.00	43.96	12.74
650.00	51.23	10.20
700.00	58.51	7.64
750.00	65.78	5.10
800.00	73.06	2.54
850.00	80.33	0.00

注 1. ドイツ年金保険組合“Minijob – Midijob: Bausteine für die Rente” 24 ページ掲載表を引用したものである。金額の単位はユーロである。

注 2. 表側に示す所得月額の被保険者の保険料軽減額 (右側の列) を示している。

注 3. 所得月額 600 ユーロの者に対する保険料額の計算は、以下のように行う。(“Minijob – Midijob: Bausteine für die Rente” 26 ページ参照)

532.64 ユーロを保険料賦課対象となる所得額とみなした場合の保険料額は、100.66 ユーロである。

$$1.2694375 \times 600 \text{ ユーロ} - 229.021875 = 532.640625 \text{ ユーロ} \rightarrow 532.64 \text{ ユーロ}$$

$$532.64 \text{ ユーロ} \times 18.9\% = 100.66896 \text{ ユーロ} \rightarrow 100.66 \text{ ユーロ}$$

事業主が負担する保険料額は 56.70 ユーロ (=600 ユーロ×9.45%) である。

被保険者本人が負担する保険料額は 43.96 ユーロ (=100.66 ユーロ-56.70 ユーロ) である。

#### d. 老齢年金

5 年<sup>脚注6</sup>以上の被保険者期間を有する者が受給開始年齢 (Regelaltersgrenze) に到達すれば、老齢年金 (Regelaltersrente) を請求することができる。<sup>脚注7</sup>

##### ア) 受給開始年齢

2007 年 3 月に成立した年金保険受給開始年齢調整法 (略称 . RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz <sup>脚注8</sup>) により、老齢年金の受給開始年齢を 65 歳から 67 歳へ段階的に引き上げることとなった。引上げスケジュールは、表 3 に示す通りである。

60 歳以上 65 歳未満の者の就業率は、2000 年から 2012 年にかけて倍以上になっており、2013 年第 2 四半期には 49.8% に到達している。将来の高齢者の就労参加は増加すると見込まれている。<sup>脚注9</sup> (7 ページの図 2 参照)

<sup>脚注5</sup> [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_4/\\_20.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_4/_20.html)

<sup>脚注6</sup> [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_50.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_50.html)

<sup>脚注7</sup> [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_35.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_35.html)

<sup>脚注8</sup> Gesetzes zur Anpassung der Regelaltersgrenze an die demografische Entwicklung und zur Stärkung der Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung

<sup>脚注9</sup> “Rentenversicherungsbericht 2013” 71 ページにある以下の記述を参照した。

Insgesamt hat sich die Erwerbstätigenquote der 60- bis 64-Jährigen seit 2000 deutlich mehr als verdoppelt.

表 3. 受給開始年齢の引上げ

生年	受給開始年齢	受給開始年齢到達期間
1946年	65歳	2011年
1947年	65歳1か月	2012年2月－2013年1月 2013年3月－2014年2月 2014年4月－2015年3月 2015年5月－2016年4月 2016年6月－2017年5月 2017年7月－2018年6月 2018年8月－2019年7月 2019年9月－2020年8月 2020年10月－2021年9月 2021年11月－2022年10月 2022年12月－2023年11月
1948年	65歳2か月	
1949年	65歳3か月	
1950年	65歳4か月	
1951年	65歳5か月	
1952年	65歳6か月	
1953年	65歳7か月	
1954年	65歳8か月	
1955年	65歳9か月	
1956年	65歳10か月	
1957年	65歳11か月	2024年 2025年3月－2026年2月 2026年5月－2027年4月 2027年7月－2028年6月 2028年9月－2029年8月 2029年11月－2030年10月 2031年 2032年以降
1958年	66歳	
1959年	66歳2か月	
1960年	66歳4か月	
1961年	66歳6か月	
1962年	66歳8か月	
1963年	66歳10か月	
1964年	67歳	
1965年以降	67歳	

注 1. 以下のサイトを参照して、独自に作表を行った。

[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_35.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_35.html)

[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_235.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_235.html)

注 2. 45年以上の被保険者期間を有する者の受給開始年齢は、2012年以降も65歳である。本稿作成中（2014年5月23日）に、以下の内容を含む法案がドイツ連邦議会でも可決された。2014年7月1日より施行となる予定。

45年以上の被保険者期間を有する者の受給開始年齢は、

- ・1952年以前に生まれた者は63歳
- ・1953年生まれの場合は63歳2か月、1954年生まれの場合は63歳4か月、・・・生年が1年遅くなるごとに2か月引き上がる・・・、1963年生まれの場合は64歳10か月、1964年以降に生まれた者は65歳である。

注 3. 35年以上の被保険者期間を有する者については、以下の特例がある。

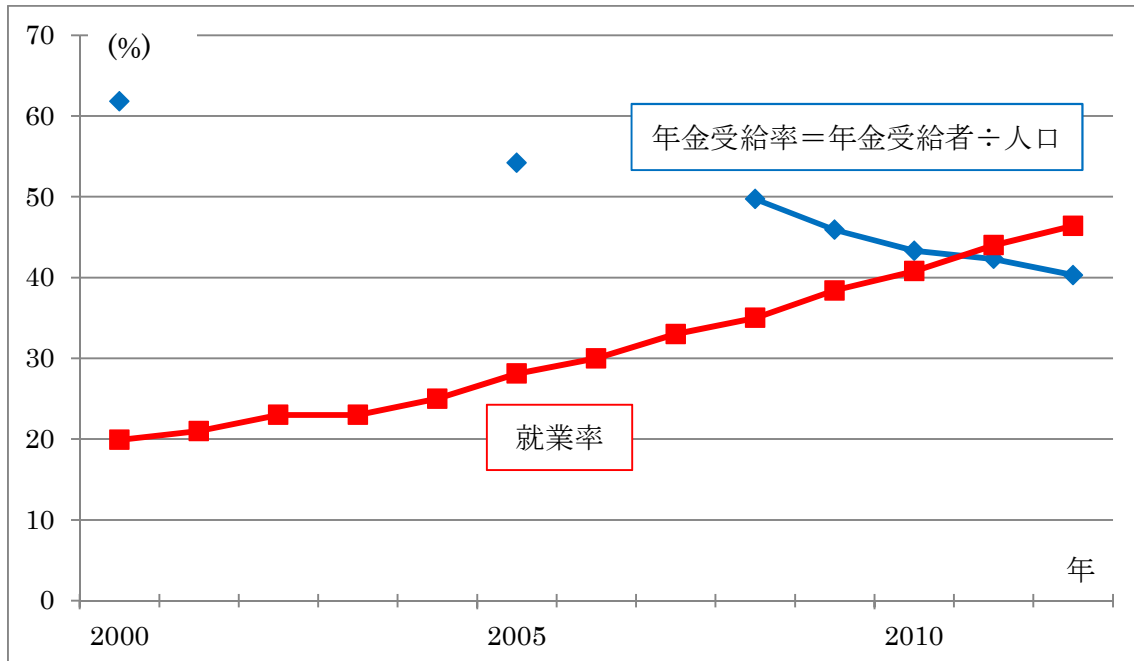
- ・受給開始年齢引上げ対象者は、1949年以降に生まれた者である。1949年1月生まれの場合の受給開始年齢は65歳1か月、1949年2月生まれの場合は65歳2か月、1949年3月から1949年12月までに生まれた者は65歳3か月であり、1950年以降に生まれた者の受給開始年齢は上表に示す通りである。
- ・63歳から繰上げ受給が可能となる。繰上げを1か月早めるごとに0.3%の減額となる。

注 4. 35年以上の被保険者期間を有する重度の障害状態にある者については、以下の特例がある。

- ・1951年以前に生まれた者の受給開始年齢は63歳である。
- ・1952年以降に生まれた者の受給開始年齢は63歳から65歳へ段階的に引き上げられる。受給開始年齢65歳が最初に適用となる者は1964年生まれの場合である。
- ・受給開始年齢到達の3年前から繰上げ受給が可能となる。繰上げを1か月早めるごとに0.3%の減額となる。

Nach Daten von Eurostat ist die Quote im 2. Quartal 2013 auf 49,8 % gestiegen. Es ist davon auszugehen, dass die Erwerbsbeteiligung Älterer auch in Zukunft weiter ansteigen wird.

図 2. 60 歳以上 65 歳未満の者の年金受給率及び就業率



注. 以下に示すドイツ連邦労働社会省報告書の掲載値を用いて、独自に描画を行った。  
 年金受給率の引用元 “Altersgerechte Arbeitswelt” (第1巻から第3巻まで)  
 就業率の引用元 “Rentenversicherungsbericht 2013” 70 ページ

イ) 給付額算定式

給付額算定式は、以下の通りである。

$$\begin{aligned} & \text{年金額月額 (Monatsbetrag der Rente)} \\ & = \text{個人報酬点数 (persönliche Entgeltpunkte)} \\ & \quad \times \text{年金種別係数 (Rentenartfaktor)} \times \text{年金現在価値 (aktueller Rentenwert)} \end{aligned}$$

個人報酬点数<sup>脚注10</sup> ある者の報酬額を被保険者全体の平均報酬額に対する比として年ごとに算定した値を、当該者の全被保険者期間を通じて合算した値。

年金種別係数<sup>脚注11</sup> 年金の保証目的に応じて年金種別別に法定されている係数。老齢年金の係数は 1.0 である。

年金現在価値<sup>脚注12</sup> 被保険者全体の平均報酬額に相当する保険料を 1 年間拠出した場合の 1 か月当たりの老齢年金相当額。

脚注10 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_66.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_66.html)

脚注11 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_67.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_67.html)

脚注12 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_68.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_68.html)

表 4. 日本とドイツとの比較 (参考1)

	日本	ドイツ
総人口 〈Bevölkerung〉	127.3 百万人 (2013 年 10 月 1 日)	81.8 百万人 (2011 年 12 月 31 日)
65 歳以上人口の割合	25.1% (2013 年 10 月 1 日)	20.6% (2011 年 12 月 31 日)
合計特殊出生率 〈Zusammengefasste Geburtenziffer〉	1.41 (2012 年)	1.378 (2012 年)
65 歳の者の 平均余命 〈Lebenserwartung〉	男性 18.89 年 女性 23.82 年 (2012 年)	男性 17.48 年 女性 20.68 年 (2009/2011 年)
15 歳以上 65 歳未満の 就業率 〈Erwerbstätigenquote〉	男性 80.3% 女性 60.7% (2012 年)	男性 77.4% 女性 67.8% (2012 年)

注 1. 日本の各計数の出典は、以下の通りである。

総人口及び 65 歳以上人口の割合：総務省統計局「平成 25 年 10 月 1 日現在人口」

合計特殊出生率：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 24 年人口動態統計（確定数）」

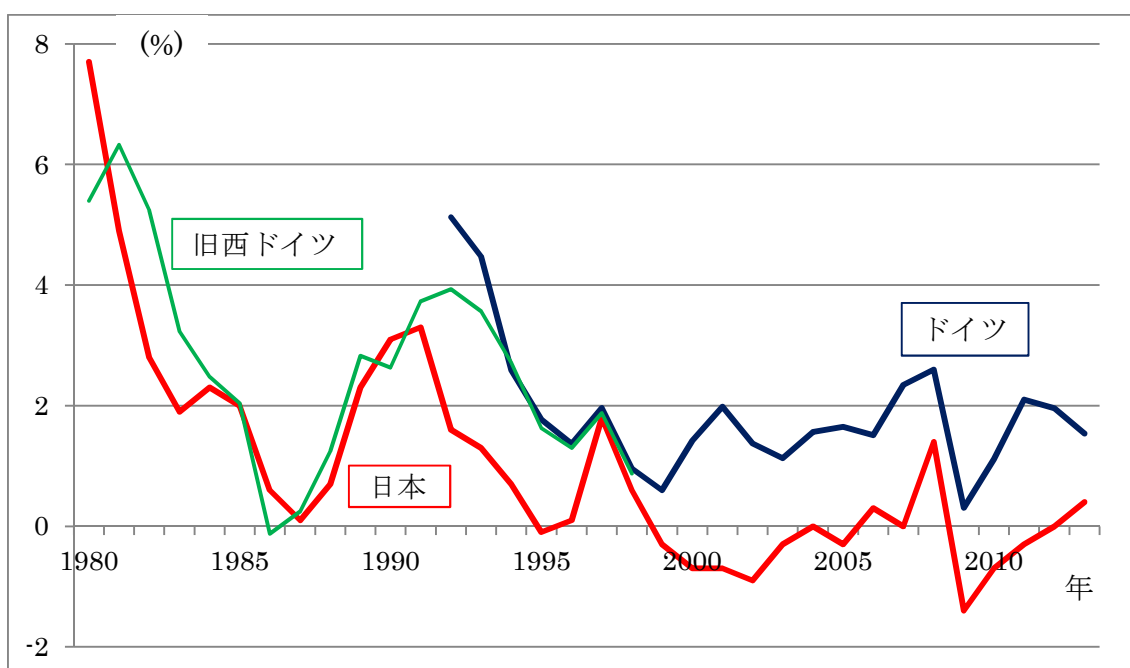
65 歳の者の平均余命：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 24 年簡易生命表」

15 歳以上 65 歳未満の就業率：総務省統計局「平成 24 年労働力調査年報」

注 2. 合計特殊出生率以外のドイツの各計数の出典は、ドイツ連邦統計局“Statistisches Jahrbuch 2013”である。ドイツの合計特殊出生率は以下のサイトを参照した。

<https://www.destatis.de/EN/FactsFigures/SocietyState/Population/Births/Tables/BirthRate.html>

図 3. 消費者物価上昇率の比較 (参考2)



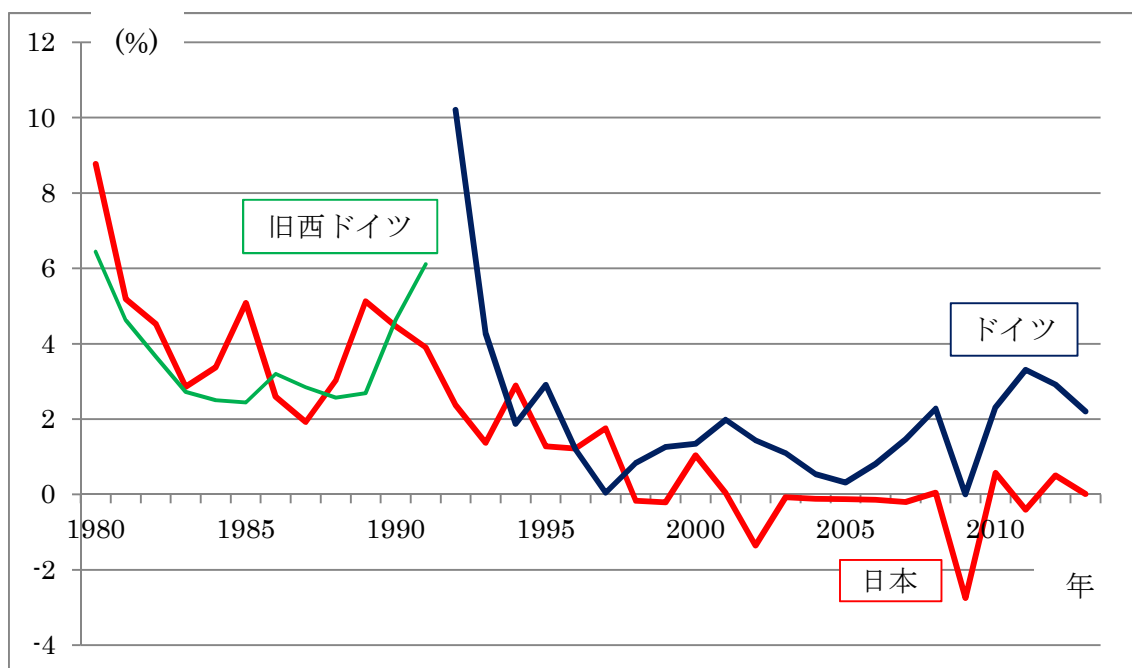
注. 以下の計数を用いて、独自に描画を行った。

日本：総務省統計局「平成 22 年基準 消費者物価指数 全国 平成 25 年(2013 年)平均」総合指数の対前年比



旧西ドイツ：ドイツ連邦統計局“Verbraucherpreisindizes für Deutschland Jahresbericht 2013”  
232 ページ及び 233 ページ“Preisindex für die Lebenshaltung Alle privaten Haushalte” の  
対前年比を独自に計算。  
ドイツ：同上 233 ページ “Verbraucherpreisindex”の対前年比を独自に計算。

図 4. 賃金上昇率の比較 (参考 3)



注. 以下の計数を用いて、独自に描画を行った。  
日本：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業月報」  
各年 12 月末現在の標準報酬月額平均（厚生年金保険の全被保険者）の対前年比  
旧西ドイツ及びドイツ：  
ドイツ連邦統計局“*Inlandsproduktsberechnung - Lange Reihen ab 1970 Fachserie 18 Reihe 1.5 - 2013*”  
34 ページ“*Bruttolöhne und -gehälter monatlich je Arbeitnehmer*” の対前年比

## 2. 年金財政の現況

(1) 2012 年の財政状況は表 5 に示す通りである。

公的年金保険の財政運営は賦課方式（Umlageverfahren）が採用されている。公的年金保険の保険料収入だけでは支出を賄うことはできず、国庫補助（Bundeszuschuss）が行われている。<sup>脚注13</sup>

一般年金保険の年金給付に対する国庫補助<sup>脚注14</sup>は、一般的な国庫補助（allgemeiner Bundeszuschuss）と追加的な国庫補助（zusätzlicher Bundeszuschuss）とからなる。人口構成が変化している状況下で公的年金保険を維持するために連邦政府は、被保険者の負担を軽減するために補助を行う。

脚注13

<http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/Gesetzliche-Rentenversicherung/finanzierung-der-gesetzlichen-rentenversicherung.html>

脚注14 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_213.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_213.html)

表 5. 2012 年の財政状況

金額の単位：百万ユーロ	公的年金	一般年金	鉦員年金
	保険 <sup>原注 1</sup>	保険	保険
収入計 ①	260,467	254,322	14,892
保険料収入 ②	193,687	192,889	797
国庫補助 <sup>原注 2</sup> ③	65,568	60,018	5,551
公的資金からのその他繰入れ <sup>原注 3</sup>	775	760	15
鉦員年金保険より	・	224	・
一般年金保険より	・	・	6,267
社会法典第 6 編第 223 条第 6 項に基づく一般年金保険よりの調整金	・	・	2,256
運用収入	202	197	5
その他の収入 <sup>原注 4</sup>	235	234	1
支出計 ④	255,370	249,226	14,892
年金給付 <sup>原注 5</sup> ⑤	229,231	215,999	13,232
鉦員年金保険へ	・	6,267	・
一般年金保険へ	・	・	224
疾病・稼働能力の回復維持のための措置並びに追加給付	5,679	5,555	124
鉦員調整給付〈Knappschaftsausgleichsleistung〉	169	・	169
年金受給者の医療保険保険料	16,247	15,281	966
年金受給者の介護保険保険料	-0	-0	-0
KLG・給付金〈KLG-Leistung〉	165	161	4
還付申請〈Beitragserstattung〉	102	102	0
社会法典第 6 編第 223 条第 6 項に基づく鉦員年金保険への調整金	・	2,256	・
運営費及び事務費	3,645	3,530	115
その他の支出	133	75	58
収支差 ①-④	5,097	5,097	0
年末積立金	42,331	42,031	300
持続可能性積立金 <sup>原注 6</sup>	29,468	29,468	0
行政資産〈Verwaltungsvermögen〉	4,477	4,315	162
収入計に対する保険料収入の比率 ②÷①	74.4%	75.8%	5.4%
収入計に対する国庫補助の比率 ③÷①	25.2%	23.6%	37.3%
年金給付に対する国庫補助の比率 ③÷⑤	28.6%	27.8%	42.0%

原注 1. 制度間調整分を除く。

原注 2. 社会法典第 6 編第 213 条及び第 215 条に基づく一般的な国庫補助であり、追加的な国庫補助を含む。

原注 3. 児童加給〈Kinderzuschüsse〉の生活扶助担当支所及び連邦への返済額。

原注 4. 一般年金保険の旅行者保険〈Wanderversicherung〉の保険料収入を含む。

原注 5. 他の年金制度への加入期間分の給付を含む。

原注 6. 一般年金保険の持続可能性積立金は、社会法典第 6 編第 216 条及び第 217 条に基づく。鉦員年金保険の積立金〈Rücklage〉は、社会法典第 6 編第 293 条に基づく。

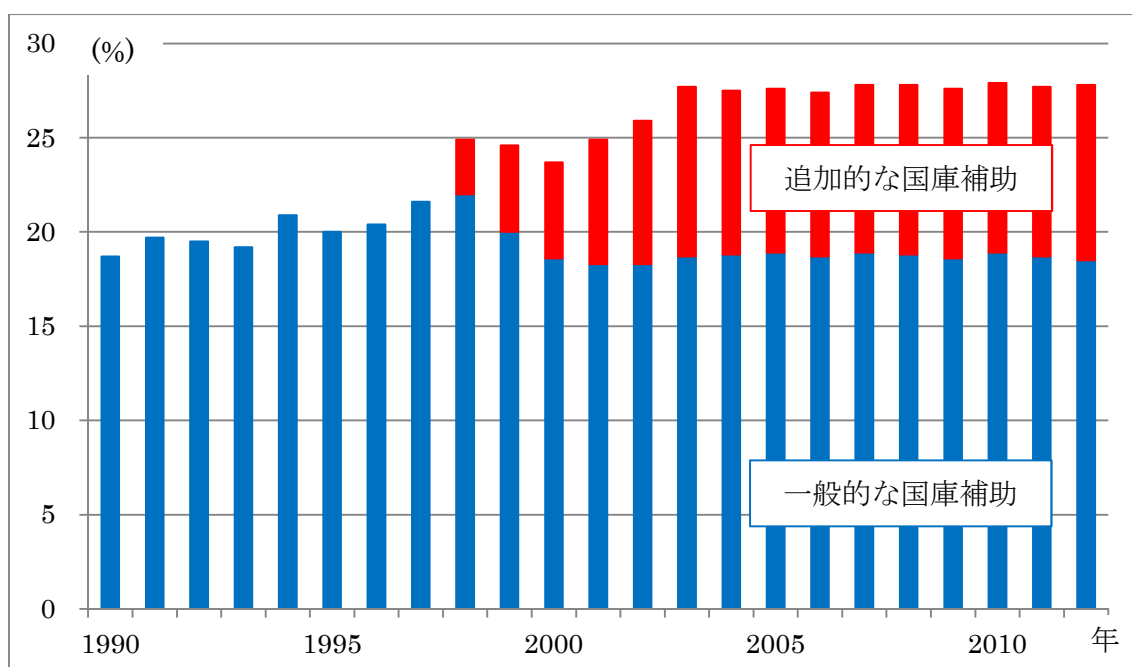
出典. ドイツ年金保険組合の統計資料

注. “Rentenversicherungsbericht 2013”100 ページ及び 101 ページにある掲載表を参照し、独自に作表を行った。

一般的な国庫補助の額は、1人当たり税込み報酬の額と保険料率との変動に関連付けて年ごとに定められる。この場合の保険料率は、売上税〈Steuern vom Umsatz〉<sup>脚注15</sup>を財源とする追加的な国庫補助とこの上乘額〈Erhöhungsbetrag〉となる環境税〈Ökosteuern〉を財源とする追加的な国庫補助とを考慮しない状態で算定されたものであり、実際の保険料率とは異なる。

追加的な国庫補助は、保険料により賄われない給付〈nicht beitragsgedeckte Leistungen〉<sup>脚注16</sup>の財源として用いられる。1998年から追加的な国庫補助<sup>脚注17</sup>が行われるようになった。2000年からは売上税総額の変動に関連付けて年ごとに額が定められることとなったが、税率が変化した場合は調整される。また、環境税制改革継続法〈Gesetz zur Fortführung der ökologischen Steuerreform〉により2000年から追加的な国庫補助への上乗せが行われるようになった。2003年以降、上乘額は1人当たり税込み報酬の額の変動に関連付けて定められる。

図 5. 年金給付に対する国庫補助の比率（一般年金保険）



注 1. 以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

[http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/6\\_Wir\\_ueber\\_uns/02\\_Fakten\\_und\\_Zahlen/02\\_kennzahlen\\_finanzen\\_vermoegeen/1\\_kennzahlen\\_rechengroessen/entwicklung\\_bundeszuschuss\\_nod\\_e.html](http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/6_Wir_ueber_uns/02_Fakten_und_Zahlen/02_kennzahlen_finanzen_vermoegeen/1_kennzahlen_rechengroessen/entwicklung_bundeszuschuss_nod_e.html)

注 2. 追加的な国庫補助は、売上税と環境税とを財源にしている。

脚注15 社会法典第6編第213条では“Steuern vom Umsatz”の表記が用いられているため、「売上税〈Steuern vom Umsatz〉」と記述したところである。多くの解説資料では“ Mehrwertsteuer (付加価値税)”の表記が用いられている。

脚注16 兵役期間や育児期間〈Kindererziehungszeit〉等の保険料を納付したとみなされる期間を算定の基礎とする「保険になじまない」とされる給付〈Versicherungsfremde Leistungen〉。

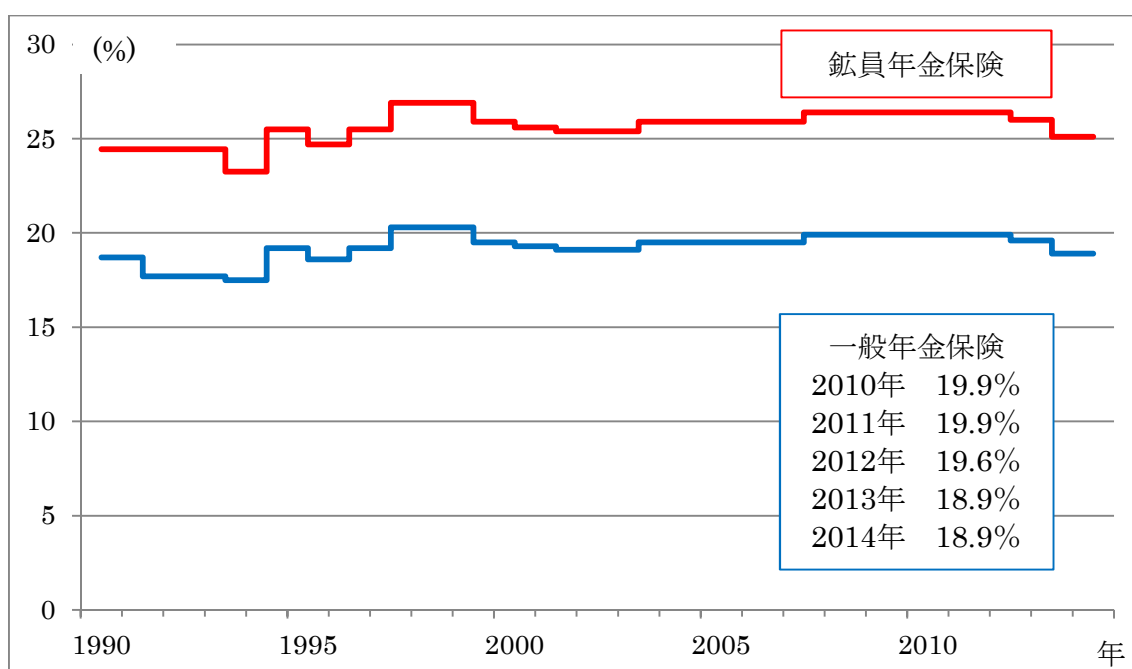
脚注17 以下は、松本勝明「ドイツにおける社会保障財源の見直し」(海外社会保障研究 Summer 2012 No.179 12ページ)より抜粋している。

「追加的な連邦補助」は1998年に導入されたものである。その目的は、当時の年金保険料率(20.3%)が更に上昇することを避けることにあった。「追加的な連邦補助」に必要な費用は、1998年4月に付加価値税率を15%から16%に引き上げるにより得られた連邦財政の増収により賄われた。

(2) 一般年金保険の年末時点持続可能性積立金〈Nachhaltigkeitsrücklage〉の額が、支出額から国庫補助の額を控除した額の月額相当額の 20%を下回る又は 150%を上回ると見込まれる場合に、保険料率を変更する方針が法定<sup>脚注18</sup>されている。

例えば、2012 年末の持続可能性積立金は 294 億ユーロとなり、当該額は支出額から国庫補助の額を控除した額の月額相当額の 1.69 倍に相当すると見込まれたため、2013 年 1 月 1 日からの保険料率は 19.6%から 18.9%に引き下げられることになった。<sup>脚注19</sup>

図 6. 保険料率の推移



注. 以下の資料を参照して、独自に描画を行った。

ドイツ年金保険組合 “Rentenversicherung in Zahlen 2011” 15 ページ

ドイツ年金保険組合 “Rentenversicherung in Zahlen 2013” 15 ページ

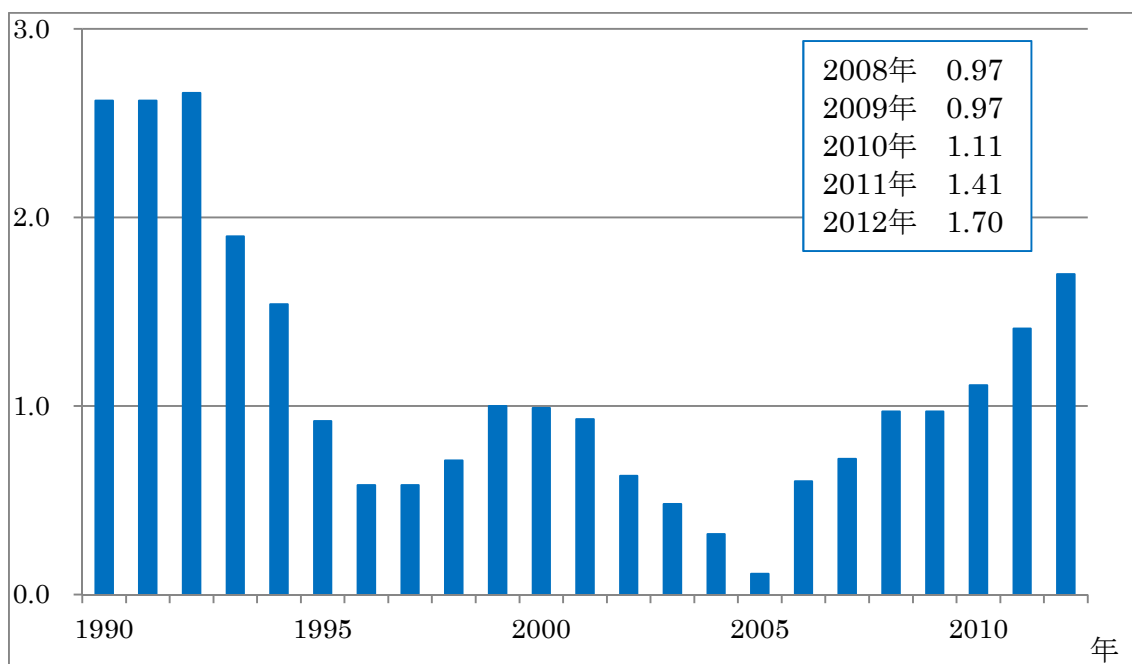
[http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Inhalt/Allgemeines/GrosseTabellen/kennzahlen\\_finanzen\\_vermoegen/1\\_kennzahlen\\_rechengroessen/05\\_entwicklung\\_beitragssaetze.html](http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Inhalt/Allgemeines/GrosseTabellen/kennzahlen_finanzen_vermoegen/1_kennzahlen_rechengroessen/05_entwicklung_beitragssaetze.html)

[http://www.deutsche-rentenversicherung.de/KnappschaftBahnSee/de/Navigation/6\\_Wir\\_ueber\\_uns/02\\_fakten\\_und\\_wissen/Werte\\_der\\_kn\\_RV\\_node.html#doc194316bodyText1](http://www.deutsche-rentenversicherung.de/KnappschaftBahnSee/de/Navigation/6_Wir_ueber_uns/02_fakten_und_wissen/Werte_der_kn_RV_node.html#doc194316bodyText1)

脚注18 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_158.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_158.html)

脚注19 <http://www.bmas.de/DE/Service/Presse/Pressemitteilungen/rentenbericht-28-11-2012.html>

図 7. 1 か月分の支出に対する持続可能性積立金の比率（一般年金保険）



注 1. 以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

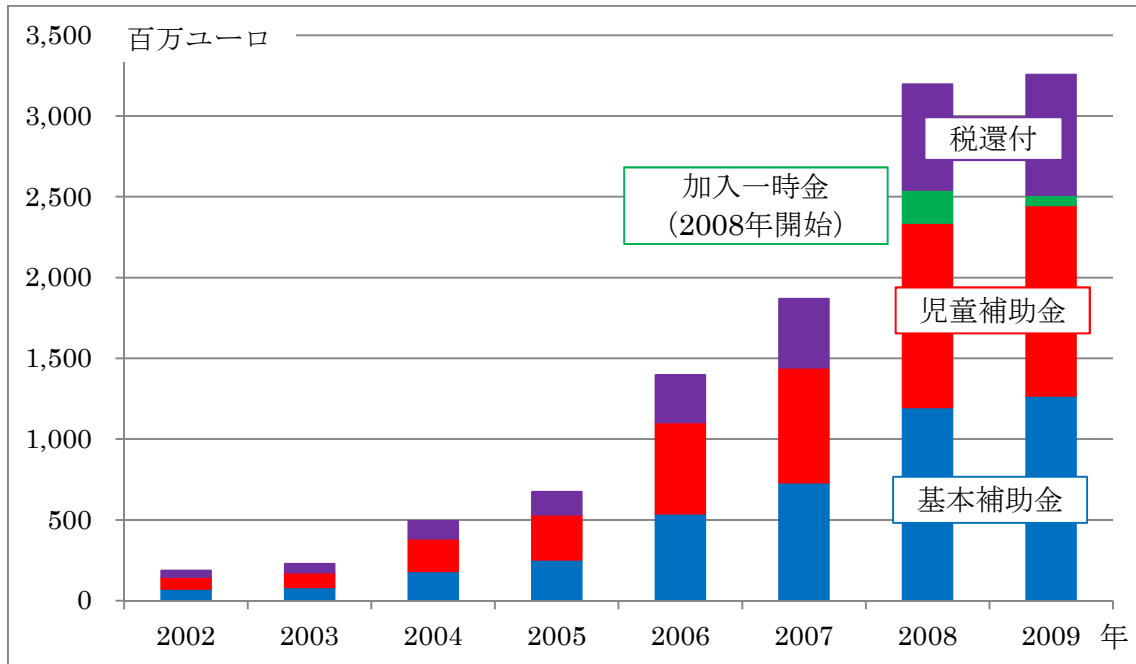
[http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/6\\_Wir\\_ueber\\_uns/02\\_Fakten\\_und\\_Zahlen/02\\_kennzahlen\\_finanzen\\_vermoegen/1\\_kennzahlen\\_rechengroe%C3%9Fen/entwicklung\\_nachhaltigkeit\\_node.html](http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/6_Wir_ueber_uns/02_Fakten_und_Zahlen/02_kennzahlen_finanzen_vermoegen/1_kennzahlen_rechengroe%C3%9Fen/entwicklung_nachhaltigkeit_node.html)

注 2. 「1 か月分の支出」とは、支出額から国庫補助の額を控除した額の月額相当額である。

(3) リースター年金による政府補助の額は、図 8 に示す通りである。

2009 年のリースター年金による政府補助の総額は 33 億ユーロである。補助金 25 億ユーロ（77%）、所得控除による税還付の額は 7.4 億ユーロ（23%）からなる。2008 年に加入一時金〈Berufseinsteiger-Bonus〉が支給開始となったことにより 2008 年の補助金の総額が押し上げられた。2008 年から 2009 年にかけて補助金の総額は減少しているが、政府補助の総額は 2008 年と同程度になっている。

図 8. リースター年金による政府補助の額



注. ドイツ連邦統計局“Staatliche Förderung der Riester-Rente 2008”12 ページ及び“Staatliche Förderung der Riester-Rente 2009”12 ページに掲載されている計数を用いて、独自に描画を行った。

### 3. 年金額の改定

(1) 年金現在価値の算定式は、以下の通りである。賃金スライドを基本としつつ、年金保険料負担の変動と成熟度の変化とが反映する仕組みになっている。

$$AR_t = AR_{t-1} \times \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}^*} \times \frac{100 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{100 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} \times \left\{ \left( 1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \times \alpha + 1 \right\}$$

$AR_t$  t 年の年金現在価値（7月1日からの1年間）

$BE_{t-1}$  (t-1)年の1人当たり税込み報酬  
〈Bruttolöhne und -gehälter je Arbeitnehmer〉

$BE_{t-2}^*$  公務員を除き、失業手当受給者を含めて計算した1人当たりの保険料賦課対象となる税込み報酬の変動を考慮して計算した(t-2)年の1人当たり税込み報酬<sup>脚注20</sup>

〈Bruttolöhne und -gehälter je Arbeitnehmer im vorvergangenen

脚注20 “Rentenwertbestimmungsverordnung 2014” 16 ページの算定方法説明によると、

$$BE_{t-2}^* = BE_{t-2} \times \frac{\frac{BE_{t-2}}{BE_{t-3}}}{\frac{bBE_{t-2}}{bBE_{t-3}}}$$

と定義されている。(本稿における記号の用い方は、“Rentenwertbestimmungsverordnung 2014”の用い方と異なる。)ここで、 $BE_{t-2}$ 及び $BE_{t-3}$ は1人当たり税込み報酬である。また、 $bBE_{t-2}$ 及び $bBE_{t-3}$ は公務員を除き、失業手当受給者を含めて計算した1人当たりの保険料賦課対象となる税込み報酬である。

この方法は、2004年から2005年にかけての変動分(2006年改定は行われなかったが、行われたとした場合の賃金スライド)の算定から用いられている。この方法の導入前は「 $BE_{t-1}/BE_{t-2}$ 」にて、年金現在価値の算定がなされていた。本稿で「賃金スライド」と言う場合は、「 $BE_{t-1}/BE_{t-2}$ 」又は「 $BE_{t-1}/BE_{t-2}^*$ 」を意味するものとする。その都度の注記は行わない。

Kalenderjahr unter Berücksichtigung der Veränderung der beitragspflichtigen Bruttolöhne und -gehälter je Arbeitnehmer ohne Beamte einschließlich der Bezieher von Arbeitslosengeld)

AVA<sub>t-1</sub> (t-1)年の老齢保障比率 (単位: %) 〈Altersvorsorgeanteil〉

RVB<sub>t-1</sub> (t-1)年の一般年金保険の平均的な保険料率 (単位: %)

〈durchschnittlicher Beitragssatz in der allgemeinen Rentenversicherung〉

RQ<sub>t-1</sub> (t-1)年の年金受給者比率 〈Rentnerquotient〉

α 0.25

a. リースター係数

$\frac{100-AVA_{t-1}-RVB_{t-1}}{100-AVA_{t-2}-RVB_{t-2}}$  (2014年以降の年金現在価値の算定では  $\frac{100-AVA_{2012}-RVB_{t-1}}{100-AVA_{2012}-RVB_{t-2}}$  を用いる。)

脚注21をリースター係数〈Riester-Faktor〉と言う。年金保険料率が上昇した場合は、リースター係数は1を下回り、給付は抑制される。

2001年3月に成立した老齢資産補完法(略称、Altersvermögensergänzungsgesetz又はAVmEG<sup>脚注22</sup>)により導入された。

b. 持続可能性係数

年金受給者比率は、失業手当受給者<sup>脚注23</sup>を含めた保険料拠出者の人数に対する受給者の人数の比率として定義される。

$(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}}) \times \alpha + 1$  を持続可能性係数〈Nachhaltigkeitsfaktor〉と言う。成熟度が高まれば  $1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}}$  は負値となるため、持続可能性係数は1を下回り、給付は抑制される。αは成熟度の変化を年金現在価値への程度反映させるかを調整するための係数であり、法定されている。

2004年3月に成立した公的年金保険持続法(略称、RV-Nachhaltigkeitsgesetz<sup>脚注24</sup>)により導入された。

(2) 2003年から2014年までの年金現在価値の推移を表6に示す。

脚注21 2005年から2013年までの年金現在価値の算定方法は、社会法典第6編第255e条にて定められている。2014年以降の年金現在価値の算定方法は、社会法典第68条にて定められている。

脚注22 Gesetz zur Ergänzung des Gesetzes zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens

脚注23 失業手当受給者の年金保険料は、税を財源として連邦雇用庁〈Bundesagentur für Arbeit〉が支払っている。

脚注24 Gesetz zur Sicherung der nachhaltigen Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung

表 6. 年金現在価値の推移

年	旧西ドイツ			旧東ドイツ			②÷①
	年金現在価値 (ユーロ)		均衡 要求値	年金現在価値 (ユーロ)		均衡 要求値	
	①	改定率		②	改定率		
2003	26.13	1.04%	.	22.97	1.19%	.	87.9%
2004	26.13	0.00%	.	22.97	0.00%	.	87.9%
2005	26.13	0.00%	0.9825	22.97	0.00%	0.9870	87.9%
2006	26.13	0.00%	0.9825	22.97	0.00%	0.9870	87.9%
2007	26.27	0.54%	0.9825	23.09	0.54%	0.9870	87.9%
2008	26.56	1.10%	0.9825	23.34	1.10%	0.9870	87.9%
2009	27.20	2.41%	0.9825	24.13	3.38%	0.9870	88.7%
2010	27.20	0.00%	0.9619	24.13	0.00%	0.9817	88.7%
2011	27.47	0.99%	0.9715	24.37	0.99%	0.9857	88.7%
2012	28.07	2.18%	0.9929	24.92	2.26%	1.0000	88.8%
2013	28.14	0.25%	0.9954	25.74	3.29%	1.0000	91.5%
2014	28.61	1.67%	1.0000	26.39	2.53%	1.0000	92.2%

注 1. 以下の資料を参照して、独自に作表を行った。

2013 年までの年金現在価値及び改定率

ドイツ年金保険組合“Rentenversicherung in Zahlen 2013” 17 ページ

2005 年から 2013 年までの均衡要求値

[http://www.deutsche-rentenversicherung-regional.de/Raa/Raa.do?hl=des+Ausgleichsbedarf&f=SGB6\\_68A\\_ANL1](http://www.deutsche-rentenversicherung-regional.de/Raa/Raa.do?hl=des+Ausgleichsbedarf&f=SGB6_68A_ANL1)

[http://www.deutsche-rentenversicherung-regional.de/Raa/Raa.do?f=SGB6\\_255AANL2&a=true](http://www.deutsche-rentenversicherung-regional.de/Raa/Raa.do?f=SGB6_255AANL2&a=true)

2014 年値“Rentenwertbestimmungsverordnung 2014”

注 2. 年金現在価値は、各年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までに適用となる。

注 3. 均衡要求値導入は 2007 年であり、2007 年 6 月 30 日までの均衡要求値が法定された。(b.参照)

注 4. 「②÷①」の欄の値は、独自に算出している。2014 年値で 92.2%に到達するが、“Rentenversicherungsbericht 2013”では、2014 年以降の各年の増分は 0.1%であり、2017 年に 91.9%に到達する見通しになっている。

a. 実際の年金現在価値算定では、定められた算定式を基礎としつつも、保護条項〈Schutzklausel<sup>脚注25</sup>〉により年金額の減額が生じない調整が行われている。

2004 年 3 月成立の公的年金保険持続法により保護条項は導入された。リースター係数及び持続可能性係数による年金額の調整は、結果として年金給付額の引下げに繋がる場合には適用されないとされた。

b. 均衡要求値〈Ausgleichsbedarf〉は、年金保険受給開始年齢調整法により導入された指標である。2005 年と 2006 年との引下げ停止分を反映して、2007 年 6 月 30 日までの均衡要求値は旧西ドイツ 0.9825、旧東ドイツ 0.9870<sup>脚注26</sup>と法定<sup>脚注27</sup>された。保険料率の安定

<sup>脚注25</sup> 年金保険受給開始年齢調整法により第 68a 条 “Schutzklausel”が社会法典第 6 編に追加となった。公的年金保険持続法で導入された「保護条項」は、第 68a 条追加により廃止となった社会法典第 6 編第 68 条第 6 項

Der Faktor für die Veränderung des durchschnittlichen Beitragssatzes in der Rentenversicherung der Arbeiter und der Angestellten und der Nachhaltigkeitsfaktor sind soweit nicht anzuwenden, als die Wirkung dieser Faktoren in ihrem Zusammenwirken den bisherigen aktuellen Rentenwert verringert oder einen geringer als bisher festzusetzenden aktuellen Rentenwert zusätzlich verringert.

によるものであり、“Schutzklausel”の表現は用いられていない。

<sup>脚注26</sup> 算定式に基づく改定が行われていたとすれば、旧西ドイツ 2005 年▲1.11%、2006 年▲0.65%、旧東ドイツ 2005 年▲1.00%、2006 年▲0.30%の引下げが発生していた。ドイツ年金保険組合“Rentenversicherung in Zeitreihen 2013” 270 ページから 271 ページまでを参照。

旧西ドイツ  $(1-0.0111) \times (1-0.0065) = 0.9889 \times 0.9935 = 0.98247215 \rightarrow 0.9825$

旧東ドイツ  $(1-0.0100) \times (1-0.0030) = 0.9900 \times 0.9970 = 0.98703 \rightarrow 0.9870$

<sup>脚注27</sup> [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_255d.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_255d.html)



を保証するために、2005年以降の年金額引下げ停止の埋合わせを2011年以降に行うこととなった。<sup>脚注28</sup>2011年以降の年金額引上げの際に、実際の引上げを算定式に基づく引上げの半分だけにする事で埋合わせはなされるが、均衡要求値が1に達するまでこの処理がつづく。

- c. 2009年改正<sup>脚注29</sup>により、賃金スライドにより下落が生じる場合でも年金額引下げは行わないとされたため、2010年改定では年金現在価値が2009年と同額で据え置かれた。(図9参照)

### (3) 2003年から2010年までの改定

#### a. 2003年改定<sup>脚注30</sup>

2001年から2002年にかけての賃金スライドは旧西ドイツ1.67%、旧東ドイツ1.82%であった。リースター係数は

$$(100\% - 19.1\% - 0.5\%) \div (100\% - 19.1\% - 0.0\%) = 0.99381\dots$$

より0.9938である。2003年の年金現在価値は、

$$\text{旧西ドイツ } 25.86 \text{ ユーロ} \times 1.0167 \times 0.9938 = 26.128\dots \text{ユーロ}$$

$$\text{旧東ドイツ } 22.70 \text{ ユーロ} \times 1.0182 \times 0.9938 = 22.969\dots \text{ユーロ}$$

より旧西ドイツ26.13ユーロ、旧東ドイツ22.97ユーロである。

#### b. 2004年から2006年までの改定<sup>脚注31</sup>

2004年改定は行われなかった。直近3年間の経済低成長と長期に渡る高い失業率とを踏まえた結果である。これにより、年金額引上げに伴う負担が軽減された。<sup>脚注32</sup>

2005年改定に際しては賃金スライドによる増分がわずかであったため、リースター係数と持続可能性係数とを乗じて改定を行うとすれば年金額引下げが生じる結果になった。しかし、保護条項により引下げは行われなかった。

2006年改定を行わないことが法定<sup>脚注33</sup>された。平均的な賃金下落により年金額削減が想定されていることと、年金額改定のためのデータ公表前に生じている不確実性を避けるべきと判断されたことから、2006年2月に閣議決定がなされた。

#### c. 2007年から2009年までの改定<sup>脚注34</sup>

算定式通りの年金額調整〈*rechnerische Rentenanpassung*〉がなされた。2008年年金額調整法〈*Gesetz zur Rentenanpassung 2008*〉により、社会法典第6編〈*Sechstes Buch Sozialgesetzbuch*〉<sup>脚注35</sup>(略称: SGB VI) 第255e条第3項で定められる老齢保障比率の引上げスケジュールが修正されたため、修正されなかった場合と比較するならば、2008

<sup>脚注28</sup> 社会法典第6編第255g条第2項

Bei der Bestimmung des aktuellen Rentenwerts für die Zeit vom 1. Juli 2007 bis zum 1. Juli 2010 ist § 68a Abs. 3 nicht anzuwenden.

の定めにより、均衡要求値が1になるまで埋合わせを行うことを定めた社会法典第6編第68a条第3項の規定が2007年7月1日から2010年7月1日までの期間は適用されない。

<sup>脚注29</sup> Gesetz zur Änderung des Vierten Buches Sozialgesetzbuch, zur Errichtung einer Versorgungsausgleichskasse und anderer Gesetze

<sup>脚注30</sup> ドイツ連邦労働社会省“*Sozialbericht 2005*”65ページ参照

<sup>脚注31</sup> 2004年改定はドイツ連邦労働社会省“*Sozialbericht 2005*”59ページ及び68ページを、2005年改定は同66ページを、2006年改定はドイツ連邦労働社会省“*Sozialbericht 2009*”109ページを参照している。

<sup>脚注32</sup> 同時に保険料率上げが見送られている。

<sup>脚注33</sup> ドイツ連邦参議院の同意を得て、2006年6月にドイツ連邦議会は“*Gesetz über die Weitergeltung der aktuellen Rentenwerte ab 1. Juli 2006*”を可決した。

<sup>脚注34</sup> ドイツ連邦労働社会省“*Sozialbericht 2009*”111ページから112ページまでを参照。

<sup>脚注35</sup> [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/)

年と 2009 年とのリースター係数<sup>脚注36</sup>による給付抑制効果は小さくなる。いずれの年も、持続可能性係数は 1 以上になったため、給付抑制には繋がらない。旧東ドイツの年金現在価値引上げに際しては旧西ドイツの水準以上の引上げを保障するため、2007 年と 2008 年との改定時には旧西ドイツと同じ率が旧東ドイツの改定率とされた。(表 7 参照)

表 7. 算定要素ごとの値

	2007 年		2008 年		2009 年	
	旧西ドイツ	旧東ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ
賃金スライド	1.0098	1.0049	1.0140	1.0054	1.0208	1.0305
リースター係数	0.9937		0.9949		1.0000	
持続可能性係数	1.0019		1.0022		1.0031	
改定率	0.54%	0.04% 注 2→ 0.54%	1.10%	0.26% 注 2→ 1.10%	2.41%	3.38%

注 1. ドイツ連邦労働社会省“Sozialbericht 2009”111 ページから 112 ページまでを参照して、独自に作表を行った。

注 2. 旧東ドイツの年金現在価値引上げに際しては、旧西ドイツの水準以上の引上げが保障されている。

#### d. 2010 年改定<sup>脚注37</sup>

旧西ドイツにおける 2010 年の年金現在価値は、算定式通りの年金額調整がなされるのであれば▲2.10%<sup>脚注38</sup>の減額になるところであるが、保護条項により据え置かれた。(図 9 参照)

賃金スライド

$$= 2009 \text{ 年の } 1 \text{ 人あたり税込み報酬} \div 2008 \text{ 年の } 1 \text{ 人あたり税込み報酬}$$

$$= 28,639 \text{ ユーロ} \div 28,918 \text{ ユーロ} = 0.99035\cdots \rightarrow 0.9904 \rightarrow \blacktriangle 0.96\%$$

リースター係数

$$= (100\% - 2.5\% - 19.9\%) \div (100\% - 2.0\% - 19.9\%)$$

$$= 0.99359\cdots \rightarrow 0.9936 \rightarrow \blacktriangle 0.64\%$$

持続可能性係数

$$= \{1 - (14,700 \text{ 千人} \div 27,032 \text{ 千人})\} \div (14,651 \text{ 千人} \div 27,495 \text{ 千人}) \times 0.25 + 1$$

$$= (1 - 0.5438 \div 0.5329) \times 0.25 + 1 = 0.99488\cdots \rightarrow 0.9949 \rightarrow \blacktriangle 0.51\%$$

脚注36 修正されなかった場合のリースター係数は、以下の通りである。

$$2008 \text{ 年 } (100\% - 2.5\% - 19.9\%) \div (100\% - 2.0\% - 19.5\%) = 77.6\% \div 78.5\% = 0.98853\cdots \rightarrow 0.9885$$

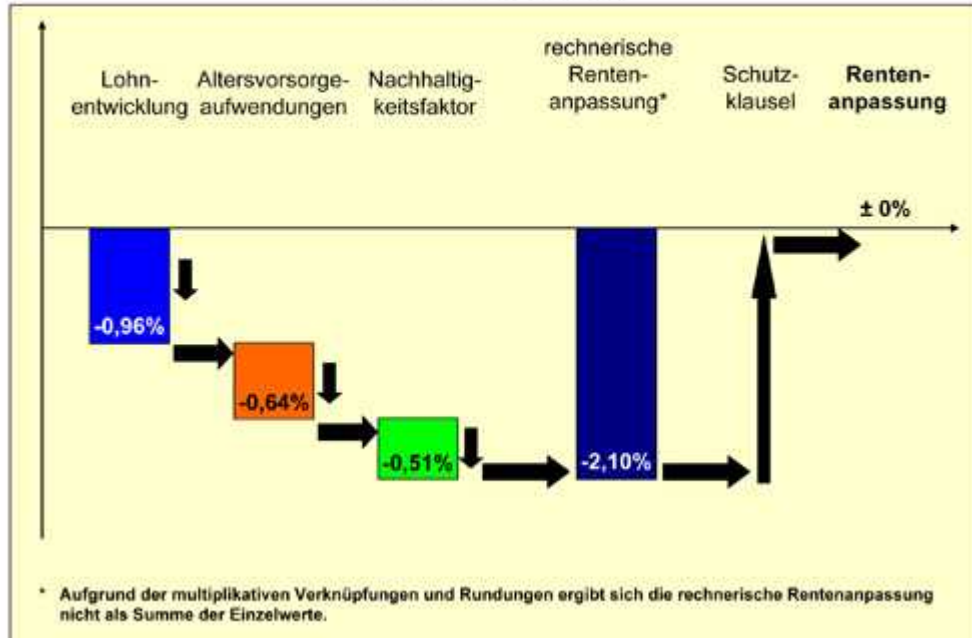
$$2009 \text{ 年 } (100\% - 3.0\% - 19.9\%) \div (100\% - 2.5\% - 19.9\%) = 77.1\% \div 77.6\% = 0.99355\cdots \rightarrow 0.9936$$

脚注37 “Rentenwertbestimmungsverordnung 2010”参照

脚注38  $0.9904 \times 0.9936 \times 0.9949 = 0.97904\cdots \rightarrow 0.9790 \rightarrow \blacktriangle 2.10\%$

図 9. 2010年7月1日時点の年金額調整（旧西ドイツ）

Darstellung am Beispiel der Rentenanpassung zum 1. Juli 2010  
(alte Bundesländer)



注. 以下のサイトから入手した図である。

[http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/Gesetzliche-Rentenversicherung/Rentenberechnung/Jaehrliche-Rentenanpassung/rentenanpassung.html?cms\\_searchArchive=0&cms\\_sortString=score\\_&cms\\_searchIssued=0&cms\\_templateQueryString=Lohnentwicklung](http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/Gesetzliche-Rentenversicherung/Rentenberechnung/Jaehrliche-Rentenanpassung/rentenanpassung.html?cms_searchArchive=0&cms_sortString=score_&cms_searchIssued=0&cms_templateQueryString=Lohnentwicklung)

旧東ドイツの2010年賃金スライドは0.61%であり、算定式通りの年金額調整がなされるならば、

$$1.0061 \times 0.9936 \times 0.9949 = 0.99456 \dots \rightarrow 0.9946 \rightarrow \blacktriangle 0.54\%$$

となる。

2010年7月1日時点における均衡要求値は、

$$\text{旧西ドイツ } 0.9825 \times 0.9790 \text{ (脚注 38 参照)} = 0.9618675$$

$$\text{旧東ドイツ } 0.9870 \times 0.9946 = 0.9816702$$

より、旧西ドイツ 0.9619、旧東ドイツ 0.9817 である。

(4) 2011年以降の改定

旧西ドイツにおける2011年の年金現在価値が、算定式通りの年金額調整により得られるのであれば27.74ユーロである。

$$27.20 \text{ ユーロ} \times 1.0310 \times 0.9936 \times 0.9954 = 27.735 \dots \text{ユーロ} \rightarrow 27.74 \text{ ユーロ}$$

但し、過去に行われなかった年金額引下げ分を埋め合わせるために、2011年の年金額引上げを抑制する必要がある。このため、以下の計算処理を行う。

a. 調整係数 (Anpassungsfaktor) を算出する。

$$27.74 \text{ ユーロ} \div 27.20 \text{ ユーロ} = 1.01985 \dots \rightarrow 1.0199$$

b. 増加率を半減することになっているため、調整係数の2分の1を算出する。

$$(1.0199 - 1) \div 2 + 1 = 1.00995 \rightarrow 1.0100$$

c. 調整係数の2分の1を2010年年金現在価値に乘じる。

$$27.20 \text{ ユーロ} \times 1.0100 = 27.4720 \text{ ユーロ} \rightarrow 27.47 \text{ ユーロ}$$

d. 旧西ドイツにおける2011年の年金現在価値は27.47ユーロである。

$$27.47 \text{ ユーロ} \div 27.20 \text{ ユーロ} = 1.00992\cdots \rightarrow 1.0099 \rightarrow 0.99\%$$

より、改定率は0.99%である。また、2011年7月1日時点における均衡要求値は、

$$0.9619 \times 1.0100 = 0.971519$$

より0.9715である。

e. 同様の計算処理(表8参照)により、2012年及び2013年の年金現在価値が算出される。

2014年の年金現在価値算出に際して同様の計算処理を行った場合、前年の均衡要求値と調整係数の2分の1とを乗じた値が1.0061(1以上)になったことから、埋合わせは終了したと判定される。2013年の均衡要求値に調整係数を乗じた値により2014年の年金額引上げが行われる。

$$0.9954 \times 1.0213 = 1.01660202 \rightarrow 1.0166$$

$$28.14 \text{ ユーロ} \times 1.0166 = 28.607124 \text{ ユーロ} \rightarrow 28.61 \text{ ユーロ}$$

$$28.61 \text{ ユーロ} \div 28.14 \text{ ユーロ} = 1.01670\cdots \rightarrow 1.67\%$$

表 8. 年金現在価値の算出 (旧西ドイツ)

	2011年	2012年	2013年	2014年
前年年金現在価値 (ユーロ) ①	27.20	27.47	28.07	28.14
前年均衡要求値 ②	0.9619	0.9715	0.9929	0.9954
賃金スライド ③	1.0310	1.0295	1.0150	1.0138
リースター係数 ④	0.9936	0.9935	0.9974	1.0092
持続可能性係数 ⑤	0.9954	1.0209	0.9928	0.9981
算定式通りの年金額調整 (ユーロ) ⑥=①×③×④×⑤	27.74	28.68	28.21	28.74
調整係数 ⑦=⑥÷①	1.0199	1.0440	1.0050	1.0213
調整係数の2分の1 ⑧=(⑦-1)÷2+1	1.0100	1.0220	1.0025	1.0107
当年均衡要求値 ②×⑧	0.9715	0.9929	0.9954	1.0061 注4→ 1.0000
⑨=②×⑦	・	・	・	1.0166
当年年金現在価値 (ユーロ) ⑩=①×⑧ (⑨注5)	27.47	28.07	28.14	28.61
改定率 ⑩÷①	0.99%	2.18%	0.25%	1.67%

注1. 各年の“Rentenwertbestimmungsverordnung”を利用して、独自に作表を行った。

注2. 年金現在価値は、各年7月1日から翌年6月30日までに適用となる。

注3. 2012年の持続可能性係数と2014年のリースター係数とは1以上になったため、給付抑制には繋がらない。

注4. 2014年の「②×⑧」が1以上になったことから、2014年の均衡要求値は1.0000となる。

注5. 2014年の「②×⑧」が1以上になったことから、年金現在価値は「①×⑨」により算出される。

旧東ドイツでも、基本的には旧西ドイツと同様の処理がなされる。但し、旧東ドイツの年金現在価値引上げに際しては旧西ドイツの水準以上の引上げを保障するため、2011年の

改定時には旧西ドイツと同じ率が旧東ドイツの改定率とされた。2012年に埋合わせは終了したため、2013年と2014年との年金現在価値は算定式通りの年金額調整により得られる。以下、2011年の計算処理を詳述する。他の年の計算処理については、表9を参照すること。

f. 算定式通りの年金額調整による額算出を行う。

$$24.13 \text{ ユーロ} \times 1.0255 \times 0.9936 \times 0.9954 = 24.473 \dots \text{ユーロ} \rightarrow 24.47 \text{ ユーロ}$$

g. 調整係数、調整係数の2分の1及び調整係数の2分の1を2010年年金現在価値に乗じた額を算出する。これにより得られる額が2011年年金現在価値である場合、改定率は0.70%になる。

$$24.47 \text{ ユーロ} \div 24.13 \text{ ユーロ} = 1.01409 \dots \rightarrow 1.0141$$

$$(1.0141 - 1) \div 2 + 1 = 1.00705 \rightarrow 1.0071$$

$$24.13 \text{ ユーロ} \times 1.0071 = 24.301323 \text{ ユーロ} \rightarrow 24.30 \text{ ユーロ}$$

$$24.30 \text{ ユーロ} \div 24.13 \text{ ユーロ} = 1.00704 \dots \rightarrow 1.0070 \rightarrow 0.70\%$$

h. 0.70%ではなく0.99%が旧東ドイツの改定率として設定される。旧東ドイツにおける2011年の年金現在価値は24.37ユーロになる。

$$24.13 \text{ ユーロ} \times 1.0099 = 24.368887 \text{ ユーロ} \rightarrow 24.37 \text{ ユーロ}$$

i. 24.37ユーロに対する算定式通りの年金額調整による額である24.47ユーロの比率1.0041分の埋合わせが行われる。均衡要求値は0.9857となる。

$$24.47 \text{ ユーロ} \div 24.37 \text{ ユーロ} = 1.00410 \dots \rightarrow 1.0041$$

$$0.9817 \times 1.0041 = 0.98572497 \rightarrow 0.9857$$

表 9. 年金現在価値の算出 (旧東ドイツ)

		2011年	2012年	2013年	2014年
前年年金現在価値 (ユーロ)	①	24.13	24.37	24.92	25.74
前年均衡要求値	②	0.9817	0.9857	1.0000	1.0000
賃金スライド	③	1.0255	1.0228	1.0432	1.0178
リースター係数	④	0.9936	0.9935	0.9974	1.0092
持続可能性係数	⑤	0.9954	1.0209	0.9928	0.9981
算定式通りの年金額調整 (ユーロ)	⑥=①×③×④×⑤	24.47	25.28	25.74	26.39
調整係数	⑦=⑥÷①	1.0141	1.0373	.	.
調整係数の2分の1	⑧=(⑦-1)÷2+1	1.0071	1.0187	.	.
旧西ドイツの改定率適用	⑨	1.0099	.	.	.
当年年金現在価値 (ユーロ)	⑩=①×⑨ ⑪=⑥÷⑩	24.37 1.0041	.	.	.
当年均衡要求値	2011年 ②×⑪ 2012年 ②×⑧ 2013年以降 1.0000	0.9857	1.0041 注4→ 1.0000	1.0000	1.0000
	⑫=②×⑦	.	1.0225	.	.
当年年金現在価値 (ユーロ)	⑬ 注5	24.37	24.92	25.74	26.39
改定率	⑬÷①	0.99%	2.26%	3.29%	2.53%

注1. 各年の“Rentenwertbestimmungsverordnung”を利用して、独自に作表を行った。

注2. 年金現在価値は、各年7月1日から翌年6月30日までに適用となる。

注3. 2012年の持続可能性係数と2014年のリースター係数とは1以上になったため、給付抑制には繋がらない。

注4. 2012年の「②×⑧」が1以上になったことから、2012年の均衡要求値は1.0000となる。

注5. 2011年は⑩、2012年は「①×⑫」により算出される値、2013年及び2014年は⑥（算定式通りの値）になる。

#### 4. 将来推計人口

(1) 2009年11月にドイツ連邦統計局〈Statistisches Bundesamt〉により“Bevölkerung Deutschlands bis 2060 - 12. koordinierte Bevölkerungsvorausberechnung”<sup>脚注39</sup>（以下「第12次推計人口」と言う。）が公表された。第12次推計人口では、2008年末値を起点とした2060年までの将来推計人口が示されている。

(2) 推計人口により、将来の年齢構成やその変化の数量変化を把握することが可能となる。ドイツ連邦統計局が利用するモデルでは、生年別かつ性別の人口データを利用する。生年別かつ性別の推移確率により、年ごとの生年別かつ性別の人口データが定まる。原則として、ドイツ連邦統計局は、州〈Länder〉別の値を積算したドイツの推計値と州別の推計

脚注39

[https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Bevoelkerung/VorausberechnungBevoelkerung/BevoelkerungDeutschland2060Presse5124204099004.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Bevoelkerung/VorausberechnungBevoelkerung/BevoelkerungDeutschland2060Presse5124204099004.pdf?__blob=publicationFile)

[https://www.destatis.de/EN/Publications/Specialized/Population/GermanyPopulation2060.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](https://www.destatis.de/EN/Publications/Specialized/Population/GermanyPopulation2060.pdf?__blob=publicationFile) (英文版。“Germany's Population by 2060 Results of the 12th coordinated population projection”)

値とを示す。

(3) 出生動向、死亡率及び純移民の前提は、時系列と州別とで過去の傾向を分析し、更に起点で明確にすることができる将来の傾向を踏まえた仮説を立てることにより、設定される。但し、主要な変数の傾向を予測することは難しく、長期推計ではモデルの特性の影響を受ける。

a. 出生動向

長期的な傾向を踏まえて、合計特殊出生率は低い水準で推移すると仮定されている。

表 10. 合計特殊出生率等の前提

	合計特殊出生率	母親の平均的な出産年齢 (原注)
2006年から2008年までの実績を基礎にした値	1.36	29.8歳
基本前提 概ね安定的	2009年から2060年まで1.4。	2020年までに31.4歳に上昇し、その一定。
若干上昇	2025年までに1.6に上昇。2026年から2060年までは1.6で推移。	2025年までに30.9歳に上昇し、その一定。
長期的に下落	2060年までに1.2に下落。	2060年までに31.9歳に上昇。

原注. 特定の年齢の出生率を基礎にして、計算される。

注. 第12次推計人口から引用。

b. 死亡率

130年以上前から、ドイツでは死亡率が低下し、平均余命は長くなっている。1970年以降の傾向を踏まえて、60歳以上の者の著しい死亡率低下を仮定した。また、この期間の傾向として、平均余命の男女差が小さくなっていることが挙げられる。

表 11. 2060 年の平均余命

		2006 年から 2008 年まで の実績を基礎 にした値 (a)	2060 年の平均余命		差 (原注)	
			基本前提 (b)	高位前提 (c)	(b)-(a)	(c)-(a)
0 歳	男性 ①	77.2 年	85.0 年	87.7 年	7.8 年	10.6 年
	女性 ②	82.4 年	89.2 年	91.2 年	6.8 年	8.8 年
	差 ②-①	5.2 年	4.2 年	3.5 年	▲1.0 年	▲1.8 年
65 歳	男性 ①	17.1 年	22.3 年	24.7 年	5.2 年	7.6 年
	女性 ②	20.4 年	25.5 年	27.4 年	5.1 年	7.0 年
	差 ②-①	3.3 年	3.2 年	2.7 年	▲0.1 年	▲0.6 年

原注. 四捨五入により、表中数値による計算結果と端数で一致しないことがある。

注 1. 第 12 次推計人口から引用。

注 2. 平均余命は死亡率により定まる。死亡率の前提は、平均余命として示されている。

#### c. 純移民

純移民の人数は、入国する移民の人数から出国する移民の人数を控除することで定義される。

出生率や平均余命と異なり、純移民の人数傾向は過去の傾向に近くなるとは限らない。一方、何らかの政治、経済、人口、更には環境の影響により出国した移住者、並びにドイツの移民政策及びドイツが社会経済面で魅力的と思われることの影響を受けやすい。実績の純移民の人数は変動が大きくなりがちであり、前提値は長期的な平均値と解釈する必要がある。

表 12. 純移民の人数前提

	10 万人前提	20 万人前提
2009 年	▲ 3 万人	▲ 3 万人
2010 年	1 万人	1 万人
2011 年	4 万人	4 万人
2012 年	6 万人	8 万人
2013 年	8 万人	10 万人
2014 年	10 万人	12 万人
2015 年	10 万人	14 万人
2016 年	10 万人	16 万人
2017 年	10 万人	17 万人
2018 年	10 万人	18 万人
2019 年	10 万人	19 万人
2020 年から 2060 年までの各年	10 万人	20 万人
2009 年から 2060 年までの累積値	486 万人	936 万人

注 1. 第 12 次推計人口から引用。



注 2. 中位推計下限の 2020 年の総人口に対する純移民の人数の比率は 0.13% (=10 万人÷7,991.4 万人)、中位推計上限の同値は 0.25% (=20 万人÷8,043.7 万人) である。

(4) 第 12 次推計人口では、出生率、平均余命及び純移民の前提の組み合わせ方法を変更して計算された 12 通りの推計結果(表 13 参照)が示されている。出生率が若干上昇する前提であっても、ドイツの人口は減少し、少子高齢化が進行する。<sup>脚注40</sup>

表 13. 前提別 2060 年の従属人口指数

	前提の組み合わせ			2060 年の従属人口指数		
	合計特殊出生率	平均余命	年間の純移民数	20 歳未満 ①	65 歳以上 ②	①+② (原注 1)
推計 1 中位推計下限	基本 1.4 程度	基本 (原注 2)	10 万人	30.9%	67.4%	98.4%
推計 2 中位推計上限			20 万人	30.4%	63.1%	93.5%
推計 3		高位 (原注 3)	10 万人	30.9%	74.0%	104.9%
推計 4			20 万人	30.4%	69.2%	99.6%
推計 5	若干上昇 2015 年 以降 1.6	基本	10 万人	35.6%	63.6%	99.2%
推計 6 若返り前提			20 万人	34.9%	59.8%	94.7%
推計 7		高位	10 万人	35.5%	69.8%	105.4%
推計 8			20 万人	34.9%	65.5%	100.4%
推計 9	長期的に 下落 2060 年 1.2	基本	10 万人	27.2%	70.2%	97.5%
推計 10			20 万人	26.8%	65.6%	92.3%
推計 11 高齢化進行前提		高位	10 万人	27.2%	77.1%	104.3%
推計 12			20 万人	26.7%	71.9%	98.6%
モデル 計算	基本 1.4 程度	平均余命 が徐々に 伸長 (原注 4)	10 万人	31.0%	60.6%	91.6%
			純移民ゼロ	+/- 0	30.9%	72.9%
		合計特殊出生率 2.1	2015 年 以降 2.1	基本	10 万人	48.2%

原注 1. 四捨五入により、表中数値による計算結果と端数で一致しないことがある。

原注 2. 2060 年の平均寿命は、男性 85.0 年、女性 89.2 年である。

原注 3. 2060 年の平均寿命は、男性 87.7 年、女性 91.2 年である。

<sup>脚注40</sup> モデル計算として、12 通りの推計とは別に 3 通りの計算がなされている。合計特殊出生率 2.1 のモデル計算の結果では、2008 年値を 100 とした場合、2060 年の総人口は 101.1、20 歳未満人口は 127.0 になる。

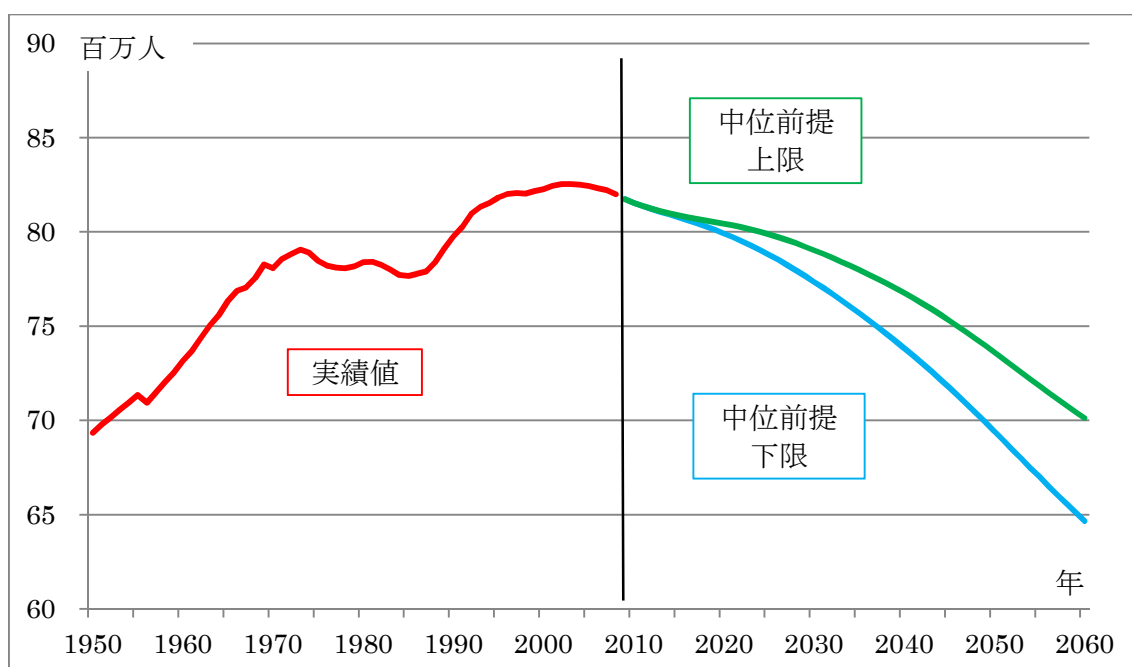
原注 4. 2060 年の平均寿命は、男性 82.0 年、女性 87.2 年である。

注 1. 第 12 次推計人口を用いて、独自に作表を行った。

注 2. 20 歳未満の従属人口指数（若年人口指数）は、20 歳以上 65 歳未満の人口に対する 20 歳未満の人口の比率である。65 歳以上の従属人口指数（老年人口指数）は、20 歳以上 65 歳未満の人口に対する 65 歳以上の人口の比率である。

(5) 2003 年以降、ドイツの人口は減少しており、今後も減少はつづく。ドイツの人口は、2008 年には 82 百万人であったが、2060 年には 65 百万人（中位推計下限）から 70 百万人（中位推計上限）の範囲に収まる結果になっている。2060 年の人口が最大になる推計は推計 8（表 13 参照）の結果であり 77 百万人に到達するが、2008 年値よりも小さくなっている。

図 10. 1950 年から 2060 年までの人口推移



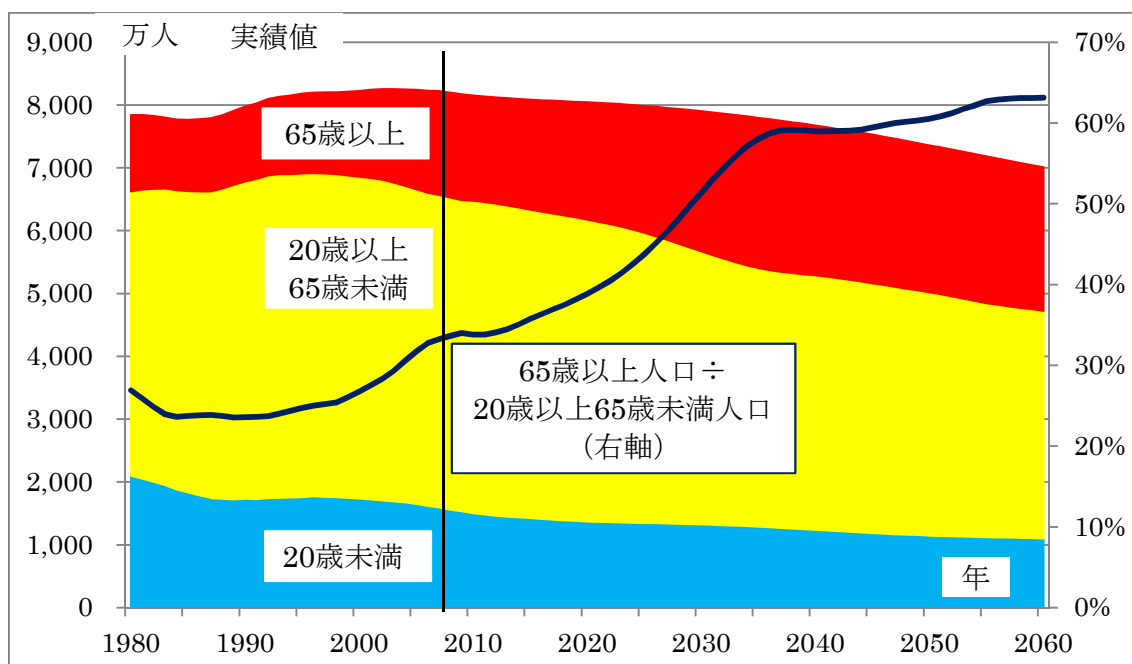
注 1. 以下のサイトから取得したデータを用いて、第 12 次推計人口に掲載されているグラフを復元した。

[https://www.destatis.de/EN/FactsFigures/SocietyState/Population/CurrentPopulation/Tables/\\_lrbev01.html](https://www.destatis.de/EN/FactsFigures/SocietyState/Population/CurrentPopulation/Tables/_lrbev01.html)

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/Bevoelkerungsvorausberechnung/Bevoelkerungsvorausberechnung.html>

注 2. 1989 年までは旧西ドイツの計数である。

図 11. 年齢階級別人口の推移（中位推計上限）



注 1. 以下のサイトから取得したデータ及びドイツ連邦統計局“Statistisches Jahrbuch”掲載値を用いて、独自に描画を行った。

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/Bevoelkerungsvorausberechnung/Bevoelkerungsvorausberechnung.html>

注 2. 1989年までは旧西ドイツの計数である。

注 3. 各年の年末人口である。

## 5. 年金保険報告書

### (1) 報告書の役割

社会法典第 6 編第 154 条<sup>脚注 41</sup>第 1 項及び第 3 項に基づき、ドイツ連邦政府〈Bundesregierung〉は、毎年 11 月 30 日までに年金保険報告書〈Rentenversicherungsbericht〉を立法府へ提出する義務を負う。ドイツ連邦労働社会省〈Bundesministerium für Arbeit und Soziales〉が報告書作成を行っている。報告書には、以下の内容が記載される。

- a. 公的年金の財政状況。中期の経済状況に対する現時点の評価を基礎とした、今後 5 年間の財政見通しが特に重要である。
- b. 税引き前標準年金の水準〈Sicherungsniveau vor Steuern〉が 2020 年までに 46%を、2030 年までに 43%を下回らないかどうか、一般年金保険の保険料率が 2020 年までに 20%を、2030 年までに 22%を上回らないかどうかを 15 年間の中位推計にて確認した結果。社会法典第 6 編第 154 条第 3 項に基づく。
- c. 旧西ドイツと比較した旧東ドイツの年金動向の予測。ドイツ連邦参議院〈Bundesrat〉が 1999 年年金保険報告書にて示した見解に基づく。
- d. 受給開始年齢上げが労働市場の状況、年金制度の財政及び他の公的財政へどのような影響を及ぼすかの予測。

<sup>脚注 41</sup> [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_154.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_154.html)

な影響を与えるかについての見込み。社会法典第6編第154条第1項第3号に基づく。

2013年11月20日に“Rentenversicherungsbericht 2013”<sup>脚注42</sup>が公表された。以下、当該報告書に沿って、一般年金保険の財政検証の紹介を行う。

(2) 基礎的な前提

a. 現行法を前提にしている。

b. 5年推計の賃金及び労働市場

2013年10月23日にまとめられた“Gesamtwirtschaftliche Vorausschätzungen”（マクロ経済の予測）に1人当たり賃金総額（グロス）の伸び率、被用者の人数の伸び率及び失業者数（表14参照）が示されている。

表 14. 1人当たり賃金総額（グロス）の伸び率、被用者の人数の伸び率及び失業者数

年	1人当たり 賃金総額（グロス） 伸び率	被用者の 人数 伸び率	失業者数 （単位：千人）
2013	+2.2%	+0.8%	2,949
2014	+2.8%	+0.4%	2,929
2015	+2.6%	+0.2%	2,896
2016	+2.6%	+0.2%	2,864
2017	+2.6%	+0.2%	2,832

注. “Rentenversicherungsbericht 2013” 46 ページからの引用。

これを基に、旧西ドイツと旧東ドイツとの別に、保険料賦課対象となる賃金の伸び率及び公務員を除く被用者の人数の伸び率を設定している。

表 15. 保険料賦課対象となる賃金の伸び率及び公務員を除く被用者の人数の伸び率

年	保険料賦課対象となる 賃金の伸び率		公務員を除く 被用者の人数の伸び率	
	旧西ドイツ	旧東ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ
2013	+2.26%	+2.30%	+0.86%	+0.82%
2014	+2.80%	+2.90%	+0.50%	+0.46%
2015	+2.60%	+2.70%	+0.20%	+0.18%
2016	+2.60%	+2.70%	+0.20%	+0.20%
2017	+2.60%	+2.70%	+0.20%	+0.17%

注. “Rentenversicherungsbericht 2013” 46 ページからの引用。

<sup>脚注42</sup> <http://www.bmas.de/DE/Service/Presse/Pressemitteilungen/rentenversicherungsbericht-20-11-2013.html>

### c. 15年推計の賃金及び労働市場

#### ア) 旧西ドイツの保険料賦課対象となる賃金の伸び率

- ・中位前提では2018年2.6%、2019年2.9%、2020年以降3.0%。
- ・低位前提は中位前提よりも1%低く、高位前提は中位前提よりも1%高い。

#### イ) 旧東ドイツの平均的な賃金上昇率

旧東ドイツの賃金水準は2030年に旧西ドイツの水準に到達するという条件の下、2018年から2027年までは低位前提3.7%、中位前提4.7%及び高位前提5.7%。

#### ウ) 旧西ドイツの被用者数

2013年の約29.9百万人から、2027年には低位前提では約27.3百万人、中位前提では約28.7百万人、高位前提では30.1百万人になる。

#### エ) 旧東ドイツの被用者数

2013年の約5.4百万人から、2027年には低位前提では約4.8百万人、中位前提では約5.0百万人、高位前提では約5.3百万人になる。

### d. 人口

第12次推計人口の中位推計上限（25ページの表13に示す推計2参照）の結果<sup>脚注43</sup>が用いられている。すなわち、以下の前提が採用されている。

#### ア) 合計特殊出生率は1.4程度

#### イ) 2030年の65歳の者の平均余命は男性19.4年、女性22.8年である。

#### ウ) 2020年以降の年間純移民数は20万人

## (3) 財政見通し

### a. 5年推計

保険料率は2013年18.9%から2014年18.3%<sup>脚注44</sup>へ引き下げられ、2017年まで保険料率18.3%がつづくという前提の下、表16に示す見通しが得られている。2012年末に295億ユーロ（1.70月分）であった持続可能性積立金は、2013年末には310億ユーロ（1.75月分）になると見込まれている。その後、持続可能性積立金は毎年減少を続け、2017年末には78億ユーロ（0.39月分）になる。

<sup>脚注43</sup> 2009年以降の報告書では、同様の前提が採用されている。

<sup>脚注44</sup> 2014年の実際の保険料率は、2013年同様、18.9%である。（(4)参照）

表 16. 5年間の収支状況見通し

金額の単位：百万ユーロ		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
収入計 ①		254,019	253,484	260,150	267,387	275,918
	(再掲) 保険料収入 ②	192,990	192,278	197,380	202,763	208,368
	国庫補助 ③	59,849	60,222	61,740	63,533	66,484
支出計 ④		252,867	256,803	265,143	275,188	284,044
	(再掲) 年金給付 ⑤	219,074	222,365	229,680	238,491	246,249
収支差 ①-④		1,152	▲3,319	▲4,993	▲7,801	▲8,126
資産	年末の持続可能性積立金 ⑥	31,031	28,024	23,243	15,606	7,828
	前年からの増減	1,563	▲3,007	▲4,781	▲7,637	▲7,778
	1か月分の支出 ⑦	17,758	18,104	18,730	19,478	20,026
	持続可能性積立金の比率 ⑥÷⑦	1.75	1.55	1.24	0.80	0.39
収入計に対する保険料収入の比率 ②÷①		76.0%	75.9%	75.9%	75.8%	75.5%
収入計に対する国庫補助の比率 ③÷①		23.6%	23.8%	23.7%	23.8%	24.1%
年金給付に対する国庫補助の比率 ③÷⑤		27.3%	27.1%	26.9%	26.6%	27.0%

注. “Rentenversicherungsbericht 2013” 30 ページ掲載表を参照し、独自に作表を行った。

#### b. 15年推計

保険料率は2014年には18.3%になる。中位推計では、2017年までの保険料率は18.3%で一定である。その後、2020年19.2%、2027年20.8%になる。

税引き前標準年金の月当たり額は2013年1,266ユーロから2027年1,752ユーロとなり、38%増加しており、年平均2%の増加<sup>脚注45</sup>になっている。税引き前標準年金の水準は2013年48.7%から2020年47.5%、2027年45.4%になる。

保険料率と税引き前標準年金の水準とに関する2020年までの目標と2030年まで<sup>脚注46</sup>の目標とは維持されている。

脚注45 1,752ユーロ(2027年値)÷1,266ユーロ(2013年値)=1.38388… →38%増

(1,752ユーロ(2027年値)÷1,266ユーロ(2013年値))<sup>1/14</sup>=1.02347… →年平均2%増

脚注46 2013年から2027年までが15年の推計期間であり、2030年までの推計はなされていないが、「2030年までの目標」が維持されていると判断が下されている。

表 17. 保険料率等の見通し（中位推計）

	保険料率 (%)	税引き前 標準年金 月当たり 額 (ユーロ) ①	税引き前 標準年金 の水準 (%)	リースタ ー年金月 当たり額 (ユーロ) ②	月当たり 給付額の 合計 (ユーロ) ①+②	リースタ ー年金分を含 めた税引き 前標準年金 の水準 (%)
2008	19.9	1,195	50.5	0	1,195	50.5
2009	19.9	1,224	52.0	0	1,224	52.0
2010	19.9	1,224	51.6	32	1,256	53.0
2011	19.9	1,236	50.1	39	1,275	51.7
2012	19.6	1,263	49.4	46	1,309	51.2
2013	18.9	1,266	48.7	53	1,320	50.8
2014	18.3	1,293	47.8	61	1,354	50.1
2015	18.3	1,342	48.0	70	1,412	50.5
2016	18.3	1,380	48.3	80	1,461	51.1
2017	18.3	1,410	48.2	91	1,501	51.3
2018	18.8	1,446	48.3	101	1,548	51.6
2019	19.1	1,472	48.0	112	1,584	51.6
2020	19.2	1,505	47.5	124	1,629	51.4
2021	19.5	1,544	47.3	136	1,681	51.5
2022	19.7	1,574	47.0	149	1,724	51.5
2023	20.0	1,609	46.7	163	1,772	51.4
2024	20.1	1,643	46.3	178	1,821	51.3
2025	20.3	1,683	46.0	193	1,876	51.3
2026	20.7	1,720	45.8	210	1,930	51.4
2027	20.8	1,752	45.4	227	1,979	51.2

原注 1. 標準年金（平均的な所得を得ている者による 45 年間の保険料拠出）を基にした計算。

原注 2. リースター年金への拠出率は 4% であるとする。

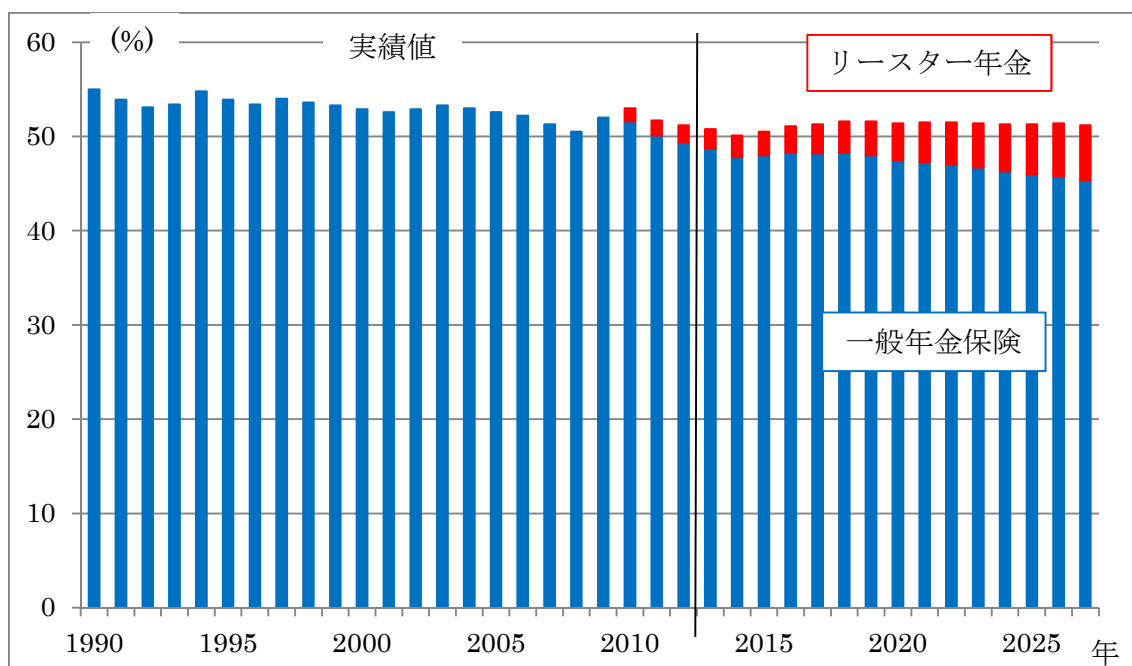
原注 3. リースター年金には毎年 4% の運用利子が付き、事務処理費用は 10% であるとする。

原注 4. リースター年金は公的年金として支払われる。

原注 5. 2010 年前の年金支出には、リースター年金は含まれていない。

注. “Rentenversicherungsbericht 2013” 40 ページからの引用。

図 12. 標準年金の水準（一般年金保険）



注. 以下の報告書に掲載されている計数を用いて、独自に描画を行った。  
 2007年以前の値：ドイツ年金保険組合“Rentenversicherung in Zeitreihen 2013”260ページ  
 2008年以降の値：“Rentenversicherungsbericht 2013”40ページ

(4) 年金改正に伴う見直しの変更

45年以上の被保険者期間を有する者の受給開始年齢見直しを含む年金制度の改正案が、2014年5月23日にドイツ連邦議会〈Bundestag〉で可決された。改正内容を踏まえた財源を確保するために、当初は18.3%への引下げが予定されていた2014年の保険料率は18.9%のままに据え置かれた。法案提出時には、保険料率と税引き前標準年金の水準との見直しの見直し結果が示されている。

表 18. 保険料率と税引き前標準年金の水準との見直し（法案提出時）

年→	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030
保険料率 (%)	18.9	18.9	18.9	18.9	18.9	19.7	19.7	20.8	22.0
標準年金の水準 (%)	47.9	47.8	47.7	47.5	47.4	47.4	46.9	45.4	43.7

注. 2014年1月29日に閣議決定された“Entwurf eines Gesetzes über Leistungsverbesserungen in der gesetzlichen Rentenversicherung”より引用。

6. 担当者後記

(1) 本稿はドイツ公的年金の長期推計の説明を目的として、厚生労働省年金局数理課国際年金財政分析官が作成した。作成のためには、(2)に示すドイツ公的機関が作成した資料を利用している。本稿の文責は年金局数理課が負う。



(2) 参考文献入手元のドイツ公的機関

ドイツ連邦労働社会省 〈Bundesministerium für Arbeit und Soziales〉

<http://www.bmas.de/DE/Startseite/start.html>

<http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/inhalt.html> (年金制度解説のトップページ)

<http://www.bmas.de/EN/Home/home.html> (英文版)

<http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/Rentenversicherungsbericht/inhalt.html>

2005年以降の“Rentenversicherungsbericht”のダウンロード可能

[http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/a101-05-sozialbericht-2005-864.pdf;jsessionid=90236C042EB73FF4537EA557EA329446?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/a101-05-sozialbericht-2005-864.pdf;jsessionid=90236C042EB73FF4537EA557EA329446?__blob=publicationFile)

“Sozialbericht 2005”

[http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/a101-09-sozialbericht-2009.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/a101-09-sozialbericht-2009.pdf?__blob=publicationFile)

“Sozialbericht 2009”

[http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/sozialbericht-2013.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/sozialbericht-2013.pdf?__blob=publicationFile)

“Sozialbericht 2013”

ドイツ連邦統計局 〈Statistisches Bundesamt〉

<https://www.destatis.de/DE/Startseite.html>

<https://www.destatis.de/EN/Homepage.html> (英文版)

ドイツ年金保険組合 〈Deutsche Rentenversicherung〉

[http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/0\\_Home/home\\_node.html](http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/0_Home/home_node.html)

[http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/en/Navigation/englisch\\_index\\_node.html](http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/en/Navigation/englisch_index_node.html) (英文版)

ミニ・ジョブセンター 〈Minijob-Zentrale〉

[http://www.minijob-zentrale.de/DE/0\\_Home/node.html](http://www.minijob-zentrale.de/DE/0_Home/node.html)

(3) 本稿に示す URL は、平成 26 (2014) 年 6 月 11 日現在、アクセス可能なことを確認している。